

別表第 5（第 4 8 条関係）

使用料徴収基準

- 1 申込できる方
 - ①会員
 - ②会員で構成する団体
 - ③公益上、本会が認めたもの

2 会館使用料

（税込 単位：円）

区 分	金 額	備 考
	1 時間あたり	
会議室 2	300	50 人程
相談室 1	200	6 人
相談室 2	200	6 人

平日 9 時から 17 時までとし、商工会の営業日以外は貸出しない

2 器具、備品等使用料

（税込 単位：円）

区 分	金 額	備 考
音響設備	600	
プロジェクター	2,000	外部持出
	1,200	電動スクリーン込

器具、備品等使用料は一度の行事あたりの金額とする

免除

- 商工会の各部会等が主催する会議等で使用する時
- 商工会館に入居する事業所が使用する時
- 公益上特別の理由があると認めたとき